

第10回宮城県産業振興審議会 水産林業部会

日 時 平成26年2月12日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 宮城県庁9階 第一会議室

1 開会

○司会

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
開会に当たりまして、農林水産部の山田部長からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○山田部長あいさつ

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、本県の農林水産行政全般にわたりまして、御支援、御協力を頂いておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年12月25日に開催しました第32回宮城県産業振興審議会において、平成16年度に策定しました「水産業の振興に関する基本的な計画」について、その成果と東日本大震災後の課題、それを踏まえた次期「水産基本計画」の策定の方針等について説明申し上げ、委員の皆様から貴重な御意見を頂戴したところでございます。

本日の部会でございますが、前回の審議会でもいただいた御意見も取り入れて作成いたしました「水産業の振興に関する基本計画」の素案を準備させていただきました。

震災後、平成23年の10月に策定いたしました「宮城県水産業復興プラン」を基本に今後の本県水産業の施策に関する方向性を示すものとして案を作成しましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

現在の水産業関連の復旧状況は、漁港での着手率は12月末現在で89%となっているほか、漁船につきましても11月末現在で、約80%が復旧し、主要漁市場の水揚金額は震災前の水準に回復しつつあるものの、加工施設の整備や販路の回復など、復興の途上にあり、依然として厳しい状況が続いております。

県といたしましては、今後とも、水産基盤、各種施設の早期復旧を図るとともに、経営体制の充実、水産加工品の販売力強化などの取組に積極的に支援してまいりたいと考えております。

委員の皆様からの貴重な御意見を頂戴しながら、一日も早い水産業の復興に資する計画を

策定してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○司会

今回がはじめての部会の会合ですので、事務局から本日御出席の委員の皆様と、同席しております県職員を、お手元の出席者名簿によりご紹介をさせていただきます。

まず、はじめに、産業振興審議会水産林業部会の委員をご紹介させていただきます。

東北大学大学院 農学研究科 教授 佐藤實（さとうみのる）部会長でございます。

大崎森林組合 婦人部長 青木宏子（あおきひろこ）委員でございます。

岩手大学 農学部 教授 岡田秀二（おかだしゅうじ）委員でございます。

有限会社まるきた商店 代表取締役 斎藤まゆみ（さいとうまゆみ）委員でございます。

宮城県林業研究会 連絡協議会 会長 佐々木好博（ささきよしひろ）委員でございます。

石巻魚市場株式会社 代表取締役社長 須能邦雄（すのうくにお）委員でございます。

続きまして、皆様と同席しております県職員の紹介をいたします。

ただいまご挨拶いたしました、農林水産部長の山田（やまだ）です。

農林水産部次長の長田（おさだ）です

水産業振興課長の小林（こばやし）です

水産業振興課部副参事兼課長補佐の小山（おやま）です。

水産業振興課部技術副参事兼技術補佐の佐藤（さとう）です。

部技術参事兼水産業基盤整備課長の廣野（ひろの）です。

漁港復興推進室技術副参事兼技術補佐の阿部（あべ）です。

農林水産政策室長の吉田（よしだ）です

農林水産経営支援課技術副参事兼技術補佐の千田（ちだ）です

食産業振興課技術副参事兼技術補佐の高橋（たかはし）です。

よろしく願いいたします。

次に水産林業部会の開催に際しまして、定足数の御報告をさせていただきます。

本部会の定足数は委員6名に対し、本日は6名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

3 議事

(1) 「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」の策定について

○司会

それでは、ここからは宮城県産業振興審議会条例の規定に基づき佐藤部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。佐藤部会長よろしく願いいたします。

○佐藤部会長

震災から3年が経過しておりますが、東北大学でも海域の調査や資源調査を行っておりその結果を見ると、ほぼ震災前の状態に戻りつつあります。しかしながら、国や県、世界各国からの支援を受けV字回復を目指したものの、実際には土地や放射能の問題等があり、手つかずのところも多々見受けられている状況であります。加工分野も復興が遅れている状況であり、県をあげて復興に取り組む必要があると思います。そういった中で、本水産林業部会は重要な役割を担っていると認識しております。

本日はよろしく申し上げます。

まず、議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議の際「公開する」と決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、議事（１）「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直しについて、事務局から説明願います。

○水産業振興課 小林課長

水産業振興課の小林です、よろしく申し上げます。私の方から資料に基づきまして御説明させていただきます。

初めに、策定に係る経過と趣旨について説明させていただき、その後、「水産基本計画」の素案について説明させていただきます。

資料１をご覧ください。「水産業の振興に関する基本的な計画」いわゆる「水産基本計画」については、平成１５年に策定された「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づきまして、平成１６年に１０年間の計画として策定しております。その後、平成２０年度に中間の見直しを行いまして、水産業の振興のために様々な施策を図ってまいりましたが、平成２３年３月の東日本大震災により我が県水産業が壊滅的な被害を受けたことから、この計画に基づく施策展開は困難な状況となりました。

このため、「（２）現時点における対応」というところで、平成２３年１０月に県の震災復興計画に連動した形で新たに「宮城県水産業復興プラン」を策定しまして、計画期間を１０年間とし復旧期・再生期・発展期に分けて、平成２５年度までの３年間は復旧期ということで水産業の早期復旧に努めてきたところです。

「今後の対応方針」と下のイメージ図を御覧いただきたいと思います。平成１６年度に策定して平成２０年度に見直しを行った現行の「水産基本計画」ですが、今年の３月末に終期を迎えるということで新たな「水産基本計画」の策定が必要となっております。一方現在は、「水産業復興プラン」に基づき施策展開を図っているということでございますので、この「復興プラン」に基づいた取組を継続することが重要と考えております。

このことから、県としましては復旧期が終了する現時点での成果を踏まえて「水産業復興プラン」を見直し、新たな「水産基本計画」と位置づけて水産業の復旧・復興とさらなる発展に向けた施策展開を図っていきたいと思います。

また、発展期のスタートにあたります平成30年度を目途に、中長期的な視点での目標数値などを設定して、新たな「水産基本計画」を策定したいと考えております。

次に、「水産業の振興に関する基本的な計画について」を御覧いただきたいと思っております。これには「みやぎ海とさかなの県民条例」、現在の「水産業の振興に関する基本的な計画」、震災後に策定した「水産業復興プラン」、新たに作成する「水産基本計画」の関係を示したものでございます。

はじめに、「みやぎ海とさかなの県民条例」の抜粋を御覧ください。条例の目的につきましては第一条に記載されておりまして、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることとされております。

基本理念につきましては第三条に記載されております。3つございまして、1つ目は水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図り、安全かつ良質な水産物を安定供給すること、2つ目は水産業を地域社会を支え活力ある産業として発展するよう、地域特性を生かした健全な経営の確立及び組織や後継者の育成を推進すること、3つ目は漁業地域が自然と共生し、多面的な機能を十分に発揮する地域として発展することとされております。

続きまして第七条では、知事は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「水産業の振興に関する基本的な計画」、いわゆる「水産基本計画」を定めなければならないとありまして、第4項に、基本計画を定めるに当たっては、産業振興審議会の意見を聴くとともに議会の議決を経なければならないとされてございます。

この条例に基づきまして、平成16年度に策定し、20年度に見直した「水産基本計画」の内容は左下に記載されております。先ほど申し上げました基本理念に基づきまして、我が県水産業が自立的な発展を図るため、漁業生産量、漁業生産額、製造品出荷額などの目標指標を定めて、その目標を達成するため、「量から質へ持続的な資源管理と環境の調和」、「消費者の視点に立った安全・安心な生産供給体制の確立」、「「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化」など6つの施策展開をしてきたところでございます。

しかしながら平成23年3月に発生しました東日本大震災により、我が県水産業が壊滅的な被害を受けたことから、この施策展開が困難となり、右上の「水産業復興プラン」を

平成23年10月に策定いたしました。

この「復興プラン」の基本的な趣旨としましては、早期に復旧・復興を遂げる、震災前以上に発展できるように単なる原型復旧ではない「新たな水産業の創造」として水産業の抜本的な再構築を図るというものでございます。

では、この「水産業復興プラン」について本資料の最後のページ、「宮城県水産業復興プラン」の概要版を御覧ください。

趣旨と基本的な考え方につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。計画期間は10年間でございまして、平成23年から25年度までの最初の3年間は、被災者支援を中心に生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧を図る復旧期、平成26年から29年度までの4年間は水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を図る再生期、平成30年から32年度までの最後の3年間は発展期と位置づけております。

その下の復興のポイントを御覧ください。復興のポイントといたしましては、「①水産業の早期再開に向けた取組」、「②水産業集積拠点・漁業拠点の集約再編」、「③新しい経営形態の導入」、「④競争力と魅力ある水産業の形成」、「⑤安全・安心な生産・供給体制の整備」を主な施策として、「(1)漁港・漁村」、「(2)漁場・資源」、「(3)養殖業」、「(4)漁船漁業」、「(5)流通加工」、「(6)漁業経営」、「(7)試験研究」、「(8)原子力発電所事故による影響への対応」の8分野を定め、各分野ごとにそれぞれの課題や対応方向を定めました。

それでは、この「復興プラン」をもとに、これまで取り組んだ成果を踏まえまして、作成いたしました「水産業の振興に関する基本的な計画」について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。1ページを開いていただきますと目次になってございます。項目といたしましては「Ⅰ計画の趣旨と位置づけ」、「Ⅱ計画期間」、「Ⅲ計画策定に当たっての視点」、「Ⅳ「新たな水産業の創造」に向けた主要施策」、「Ⅴ分野別復興計画」となっておりまして、ここまでは、先ほど御説明いたしました「復興プラン」と同様の項目となっております。今回、「水産基本計画」として策定するにあたって、新たに「Ⅵ数値目標」を定めてございます。内容につきましては、資料3として概要版を作成してお

りますので、こちらで御説明いたします。

1 ページを御覧ください。まず、「Ⅰ計画の趣旨と位置づけ」でございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、震災後に作成いたしました「水産業復興プラン」の一部見直しを行いまして、今後の復興に向けた基本的な考え方、方向性を示すため作成するものである、ということに記載してございます。

「Ⅱ計画期間」でございますが、「復興プラン」で定めておりました再生期の初年度に当たります平成26年から、発展期の最終年度に当たります平成32年度までの7年間としてございます。

再生期につきましては、復旧期における課題などを踏まえ水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を図るとともに震災や原発事故の影響で失われた県産水産物や加工品の販路回復に向けた取組の強化を行い、震災前の状況まで回復させることとしております。その後の発展期において、水産都市・漁港地域全体の活性化を図り、震災前以上に発展し、競争力と魅力ある水産業の実現を図ることとしております。

そのための基本となる考え方といたしましては、「Ⅲ計画策定に当たっての視点」に記載してございます。一つは「新たな水産業の創造」です。これにつきましては、東日本大震災により沿岸部は生活基盤から生産基盤まで壊滅的な被害を受けたことから、個々のレベルでは復興は困難であり、かつ震災前から抱えております就業者の減少、高齢化の問題は、単なる原型復旧では解決が困難であると考えますことから、「新たな水産業の創造」といたしまして、本県水産業の抜本的な再構築に取り組むこととしております。

もう一つは「復旧・復興に向けた取組の継続と強化」でございます。「水産業復興プラン」では平成23年から平成25年度の復旧期の3年間で生産基盤、経営基盤の復旧を図るということで取り組んでまいりましたが、いまだ、漁業や水産加工において経営の再開に至っていない事業者がおります。そうしたことから早期復旧の一層の促進、地域の要望を踏まえた沿岸整備、種苗生産の強化など水産資源の造成、強い経営体の育成や後継者対策の強化などの視点に加えまして、魅力ある水産加工品の開発や販売支援、福島第一原子力発電所事故による影響への対応などを強化していく、というふうにしてございます。

「Ⅳ「新たな水産魚の創造」に向けた主要施策」につきましては、本県水産業の復旧・復興に係る取組として4つの施策を展開することとしております。

「①水産業の早期再開に向けた支援」につきましては、漁業・養殖業の早期復旧に加え、加工・流通関係の早期復旧、機能回復に取り組んでまいります。

「②水産業集積地域、漁業拠点の再編整備」につきましては、県内すべての漁港の復旧完了に加えまして、気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の5つの漁港につきましては水産業の集積拠点として再構築いたします。また、漁港漁村の多面的機能発揮などについても推進することとしております。

「③競争力と魅力ある水産業の形成」につきましては、強い経営体の育成と後継者対策の強化として、漁業種類ごとの経営モデルなどを検討し、経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築などに取り組めます。水産都市の活力強化といたしまして、水産加工業・流通業の経営体制の強化を図るとともに、関連産業を含めた集積・高度化、ブランド化や産学官連携強化による新たな付加価値を創出できる取組を支援することとしております。

「④安全・安心な生産・供給体制の整備」につきましては、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響への対応といたしまして、検査体制の整備などの取組を強化するとともに、引き続き風評被害の防止に努めます。また、失われた販路の確保・拡大支援などの取組を強化することとしております。加えて衛生管理の高度化に取り組み、供給体制の整備を図ることとしております。

「Ⅴ分野別復興計画」について御説明申し上げます。資料2の12ページを御覧ください。12ページは漁港・漁村の取組を記載してございますが、これに基づいて分野別復興計画の構成について御説明申し上げます。構成といたしましてはまず、「被災状況及び現況」を記載してございます。その後に復旧期の「実績と課題」を記載してあります。

次ページを御覧ください。つぎに「対応の方向」といたしまして、再生期の4年間における方向性と取組内容、それから発展期の方向性と取組内容といった記載をしております。すべての分野別計画において同様の項目立てとしてあります。

資料3概要版にお戻りください。本日は概要版を用いまして、特に対応の方向性を重点

に御説明申し上げます。

「（１）漁港・漁村」の分野別計画を御覧ください。漁港につきましては、漁船の係留、漁獲物の水揚げ、加工・流通などの機能を有した水産業の基盤施設であります。水産業の再生に向け県内１４２の漁港を水産業集積拠点漁港、機能強化漁港、地区漁港に区分して復旧を進めてまいりました。しかしながら、資材不足、労働力不足などによりその整備には時間を要していることから、再生期においても引き続き整備を進めることが不可欠な状況でございます。

このようなことから「対応の方向性」といたしまして、水産業拠点漁港及び機能強化漁港におきまして、新たな漁港整備を本格化させてまいります。また、地域の合意を図りながら、防潮堤の早期整備や復旧・復興のロードマップに沿った漁港の整備を一層推進することとしております。

発展期におきましては、水産業集積拠点漁港及び機能強化漁港を中心に、漁港機能を充実させた新たな水産物の流通拠点化を目指すとともに、漁村においては、水産物の安定供給だけでなく、多面的機能の発揮に資する取組や、地域資源を活用した新たな事業の創出などを進め、活性化を図ってまいります。

「（２）漁場・資源」分野の取組でございます。「対応の方向性」を御覧ください。復旧期において津波により発生したガレキの撤去などを行っておりますが、漁場に流出したガレキが未だ残っている状況にあります。したがって再生期の方向性として、漁場機能の回復に向け、ガレキの撤去を引き続き推進することとしております。

また、栽培漁業関連施設などを整備し、種苗生産体制の再構築と水産資源の造成を一層推進してまいりますとともに、種苗の確保につきまして、他県との協力体制を構築するなど広域連携も視野に入れながら対応してまいります。

加えて、津波により破壊された漁場などを修復し、試験研究の調査結果などにも基づいて漁業者自らが行う資源管理など安定した漁業資源の維持に向けた取組などについても推進することとしております。

発展期におきましては、機能の高度化や効率化が進んだ漁港を活用するとともに、種苗

放流や漁業者自らが行う資源管理の指導・支援などにより、漁業資源の維持・増大を図り、本格的な水揚げによる漁業の復興を目指してまいります。

「（３）養殖業」の分野別計画につきまして、「対応の方向性」を御覧ください。これまでも養殖施設の復旧などに努めてまいりましたが、まだ８割程度の復旧の状況でございます。

したがって、再生期におきましても、復旧期に整備できなかった養殖施設や共同利用施設などの生産基盤の早期復旧を図ってまいりますとともに養殖漁場の安全性を確保するための水質調査や貝毒監視などの安全・安心対策を強化し、養殖生産物の安全確保を一層強化することとしております。

加えて、協業化、法人化などの強い経営体づくりを推進するとともに、養殖施設の改良・高度化などの取組を進め、安定した供給体制の再構築を目指してまいります。さらに、県産水産物を活用した６次産業化、ブランド化などの推進による付加価値の向上と販路拡大による販売力の強化を図ることとしております。

発展期におきましては、経営体の経営安定と自立を図り、安定した水産物の供給体制の構築と収益性の高い漁業経営の実現を図ることとしております。

次ページを御覧ください。「（４）漁船漁業」の分野別計画でございます。「対応の方向性」を御覧ください。

漁船につきましても震災前の約８０％まで復興してございますが、再生期におきましても、復旧期に整備できなかった漁船・漁具などの生産基盤の早期復旧を図るとともに許可隻数や操業ルールを再検証し、漁業経営の安定化に資するような漁業許可制度などの見直しを行うこととしております。そして遠洋沖合漁業も含め、収益性の高い操業体制への転換を図り、将来にわたり水産物を安定供給できる持続的な漁業経営の実現を図ってまいります。

加えて巧妙・広域化しているアワビなどの磯根資源の密漁対策を強化するとともに、ライフジャケットの着用徹底など乗組員の安全性の取組についても推進することとしております。

発展期においては新たな漁業許可制度に基づく操業ルールの確立と、漁船の合理化や漁獲物の付加価値向上による持続的かつ安定的な漁業経営の定着を目指すこととしております。

「（５）流通・加工」の分野別計画でございます。被災状況及び現状に記載してありますとおり、復旧期において冷凍・冷蔵庫などの共同利用施設や各事業者の復旧に努めてまいりましたが、再開をしていない事業者も多く、加えて水産加工業は、水揚げをした水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しており、漁業生産力の回復や漁港などの生産基盤復旧と一体的に復興を進めていくことや、休業中に失った販売シェアの回復と販路の拡大が課題となっております。

こうしたことから、「対応の方向性」といたしまして再生期におきましては、水産業集積拠点漁港の魚市場整備やその他の漁港の魚市場の整備を進め、県全体の水産物管理体制や受入機能を強化するとともに、水揚げ漁船の確保に向けた漁船誘致の取組なども支援し、安定した原料確保に努めてまいります。

また、復旧期に整備が進まなかった水産加工企業や冷凍冷蔵などの共同利用施設の早期復旧を図るとともに、地盤沈下などで整備が遅れている地域につきましては、地盤の整備と水産加工流通業の集積化・団地化を推進してまいります。

加えて水産加工品のブランド化、産学官連携強化などによる新たな付加価値の創出などの取組や、産地水産物・加工情報の県内外への発信強化、実需者とのマッチングなどによる流通促進、販路確保・拡大に向けた取組を強化してまいります。

また、水産加工経営体の資金調達の円滑化に向けた金融支援を推進するとともに、海外の有望な市場への輸出の取組、水産物・水産加工品の需要、消費拡大に向けた取組についても推進することとしております。

発展期においては、これらの取組をさらに強化するとともに、地域水産業の一体的な再生に資する取組を強化し水産都市の活力強化を図ることとしております。

「（６）漁業経営」の分野別復興計画を御覧ください。再開した漁業経営体が将来とも安定的・効率的な経営を行い、地域の担い手として活躍するためには、強い経営体の育成

と後継者育成などが課題でございます。

このことから「対応の方向性」といたしまして、再生期においては協業化・法人化など新たな経営体や既存経営体の経営改善などの取組を支援し、強い経営体づくりを推進するとともに漁業種類や漁業地区ごとの漁業経営のあり方について検討し、安定した供給体制の再構築を目指してまいります。

そして6次産業化、ブランド化などを推進し、付加価値向上と販路拡大による販売力強化を図るとともに、若手漁業者の育成など後継者対策も強化することとしております。加えて、漁業者を支える水産業協同組合の施設整備などについても推進することとしております。

次ページを御覧ください。「(7) 試験研究」の分野別復興計画でございます。「対応の方向性」を御覧ください。

再生期におきましては、被災した気仙沼水産試験場、種苗生産施設、水産加工開発部の公開実験棟など試験研究機関の再整備を早急に進め、調査研究体制の再構築を図るとともに、主要海域における漁場環境調査と情報提供、安全性の確認を実施することとしております。

また、水産業普及指導員と連携し、藻類や貝類養殖などに係る養殖技術向上のための指導を強化するとともに、養殖生産物の品質安定・向上に関する研究のほか、新たな養殖手法などの開発に取り組んでまいります。さらに、沿岸漁業の重要魚種の資源評価調査や磯根資源の状況把握のための調査を強化することとしております。加えて、水産加工業復興のため、地域特産品開発に係る研究や水産加工業者に対する技術指導・相談などを行ってまいります。

発展期においては、調査・研究体制の充実を図るとともに、より収益性の高い漁業生産の実現に向けて、各種試験研究を推進していくこととしております。「(8) 原子力発電所事故による影響への対応」についてでございますが、被災状況及び現況を御覧ください。

福島第一原子力発電所事故に起因し、高濃度汚染水が海洋に流出したことから、海洋環境における放射能の状況や水産物の安全性に与える影響などが懸念されております。事故

の復旧作業は一定程度進捗しているものの、未だ汚染水の漏洩がたびたび発生するなど、事故の沈静化と恒久的な対策には、まだ時間を要することが考えられます。

一方において放射性物質に対する消費者の関心は依然として高く、特に福島県に隣接している本県の対応にも関心が寄せられておりますことから、他地域にもまして厳格な対応と取組が求められております。

水産物については、現在、放射性物質濃度の値は減少傾向にあります。県産水産物の安全性と信頼確保のため、長期的に継続した監視体制を維持し、今後の動向についても注視していく必要があると考えてございます。

このようなことから、今後の「対応の方向性」といたしましては、引き続き本県水産物の放射性物質濃度を的確に把握し、安全・安心の確保に努めるとともに、検査結果の速やかな公表に努めてまいります。加えて出荷自粛や風評被害による損害につきましても、関係団体と連携しながら賠償請求が円滑に進むよう積極的な支援を実施するとともに、風評被害対策のため、県産品のPR活動についても強化してまいります。

最後に「VI数値目標」についてでございます。漁業センサスなど震災後の状況を示す数値が、まだ公表されていませんので、計画における数値目標につきましては、現時点の統計データで確認できる中で施策の効果を把握できる指標といたしまして、「漁業生産額」、「水産加工品出荷額」、「主要5港の水揚げ金額」、「沿岸漁業新規就業者数」の4つの数値目標を設定してございます。

各指標とも再生期の最終年度に当たります平成29年度までに、震災前の平成22年度の実績値に近づけるということを念頭に目標を設定してございます。

具体的には「漁業生産額」につきましては、平成29年度に海面漁業で524億円、養殖業で253億円、合計で777億円を目標として設定しております。「水産加工品の出荷額」につきましては、平成29年度に2,582億円、「主要5港の水揚げ金額」につきましては、平成29年度に602億円と設定をしております。また、「沿岸漁業の新規就業者」につきましては、ここ最近の平均値を用いまして年間25人としてございます。

水産業基本計画の素案の説明については以上でございます。最後でございますが、県と

いたしましては、これまでの復旧状況を踏まえ、今回、見直しをした「水産業復興プラン」を新たな「水産基本計画」として位置づけ、今後とも様々な施策を展開し、水産都市、漁業地域全体の活性化を図り、震災前以上に競争力と魅力ある水産業の実現によって、本県水産業の復興を成し遂げてまいりたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤部会長

ただ今、説明がありました。皆様から御質問や御意見を伺いたいと思いますが、最初に確認しますが、「水産業復興プラン」については、12月25日に開催された審議会で、説明していただき、いくつか意見が出されておりましたが、それらは取り入れているのですか。

○小林課長

全体会で出た意見を踏まえて、素案を作成させていただいております。

○佐藤部会長

水産加工や流通をもう少し重点的に記載すべし、などの意見が出ていましたが。

○小林課長

そこも踏まえて、作成しております。

○佐藤部会長

それでは、改めまして、皆様から御質問をいただきたいと思います。

○岡田委員

たくさんあるのですが、全体の印象を確認することが大事だと思いますので、確認いた

しますが、「誰に向けた」「何のため計画か」をもう一度はっきり教えていただきたい。背景を言うと、計画自体は大変よくできていると率直に感じておりますが、それが故に、施策の羅列・行政レビューといった印象を受けてしまう。誰に向けているのか、「どこを」「どのように」相手方へ理解してもらおうとしているかが見えないということです。

施策を並べると普通の人は、ほとんど読み切ることができません。私も何度も読みましたが、本文も編集の仕方を変えるべきだと感じますし、誰に向けて、誰に読んでほしいのか、一緒にやっっていこうという姿勢が感じられません。行政マンのための行政施策のレビューのように感じます。

○小林課長

水産業は沿岸地域の人にとって重要な産業であり、水産業が復興を果たしてくための取組を関係者と一緒にやっっていく必要があるので、被災した関係者には当然知ってもらいたいですし、併せて県民の皆様にも知ってもらいたい、という思いで計画を作っております。

○岡田委員

漁民にも目を向けていますか。率直に申し上げると非常に行政的であると感じます。もっと漁民が「俺たちの事を取り上げてくれているな」と感じる様なフレーズがないといけない。十分な中身はあるので、あとはどう表していくか、目線を庶民のところまで落としで欲しいと強く感じます。

○須能委員

概要版④の「VI数値目標」について、平成29年は平成22年のレベルにするのだという中で、資源変動の推移をみると南の魚、サバ・イワシが増えてくる傾向にあるものの、サンマやイカ、サケは減る傾向にあります。

また、漁船は老朽化の問題等がある中で目標を達成するには何が必要なのか、漁獲物が減る中で付加価値をつけて売っていくにはどうしたらよいか考える必要があると思いま

す。

今回の被災でわかったことは、水産業はまさしく6次産業だったんだということ。漁業という言葉と水産業という言葉が入り交じっていて、この中でも、漁業経営と言ったり水産経営と言ったり、誰に対して何をしてほしいんだということがある。実際に加工流通の問題を言えば、昔は技術的に全て鮮魚扱い、余れば塩蔵や干物、燻製にしていたが、冷凍技術や家庭用冷蔵庫の普及によりコールドチェーンというサプライマネジメントが生まれた。加工技術も前は缶詰だったが、調理済み冷凍食品生産などへと変化していきました。

変化する食生活の動きの中で宮城県がどのようなマーケットにどんなものを提供していくのか考えるのが政策ではないか。単に、「獲ります」「売ります」ではなく、食育の実態も地産地消も考慮して宮城県の消費者に食べてもらうにはどうするかなどについて考えるべきではないでしょうか。

県の組織図を見ると、地域防災や復興関係者、自然保護課、食と暮らしの安全推進課、健康推進課、富県宮城推進室、新産業振興課など色々あります。一次産業は多様な分野と連動することから関係各課とも議論すべきと思います。

今の計画は玉虫色に感じる。実施計画の話になるかもしれないが、是非とも消費のレベルから水産を見直し、加工と同時に流通の話に連動すると思います。

今私が配布したのは、国の水産業に関する本の目次です、第1章から第12章までである中で、第10章に水産加工業・流通の分野の記載がありますが、記載内容が薄い。農林水産省が一次産業、すなわち魚を獲る現場を主体としているので、陸上の中小企業庁や経済産業省でやるべき分野の関係者がいない。国に求めず、宮城県には率先して日本のリーディングとして水揚げ後の事も考えた視点で計画を考えて欲しいと思います。

○佐藤部会長

須能委員から加工、消費拡大や食育等についてご意見がありました。そこまで含めるかどうか、先ほどの基本計画の復興のポイントでは足りないということでしょうか。

○須能委員

加工流通については消費の問題まで理解しないと、単なるものづくりになって業界が飛躍的に発展しません。水産を飛躍的に発展させるとすれば、これからの人間の生き方であるとか、金の豊かさだけではなく暮らしの豊かさでどう見るかとか、たしかに富貴みやぎですからお金は大事ですが、もともと一次産業が持っている豊かさの中には、環境との調和であるとか多面的機能であるとかいろいろありますので、そこを理解したうえで、どうバランス取るか。難しいが必要だと思います。

○小林課長

ご指摘のあった消費拡大・消費者目線のポイントは計画の中に記載されております。

例えば、本文の27ページ、28ページの再生期の方向性にも、消費拡大ですとか消費者目線の重要性などを記載しています。また、岡田委員や須能委員から御指摘のとおり、網羅的な計画になっているというのは正直なところです。

復旧・復興には様々な段階があり、地域によっても復興の度合いが違います。塩釜では津波の被害はほとんどない状況で、今は販路の確保が一番の問題となっています。販路の確保のためには、震災前からそうですが、誰をターゲットにどう対応すべきか、マーケティングの中でいかにチャネルリーダーを加工業者が持つかという世界に入っており、何をすべきか、という議論が必要ですが、地域格差がある中で、基本計画に全てを盛り込むことは難しいと考えます。

発展期には再度計画を見直す予定であり、そのときにはもっと議論を詰める必要があるとおもいます。しかしながら、現在の実情では議論を絞り込めないのが現状です。

例えば気仙沼の加工分野では基盤の整備が進んでおらず、これから多くの工場が再開する状況もございます。販路が失われ大手の寡占化が進む中で、いかに生き残るかという段階にあります。その中で、地域として水揚げされた水産物の付加価値化をいかに高めるかという課題に対し個社のレベルでは対応できない状況にあり、地域で重要な魚を用いたブランドづくりが問われてくると思います。実際、いろいろな地域で始まっており、地域の

取組を支援しながら、ブランド化の推進等も計画に盛り込んでおりますが、まずは震災前の状況にいかに戻すかを念頭に取り組んでいるという状況です。

それから、前回、水産分野だけではなく、横の連携も取っているのかとの指摘もございましたが、そこは県の中でも横の連携は取りながら進めております。経済商工観光部において策定した「産業再生アクションプラン」で、水産加工等に係る中小企業支援も打ち出されているところあります。

水産加工業界は水産関係の支援・中小企業の支援どちらも受けることができます。しかしながら情報がどれだけ浸透しているかということはあると思います。活用できるメニューの数は、水産以外の中小企業よりたくさんあるので、活用できるように情報発信しながらやっていきたいと思います。

○須能委員

食産業のマーケットは80兆円、日本の産業マーケット全体が500兆円とした場合、16%を占める産業です。水産だけに特化せず関連産業との連携も考えてもっと広く見ることが必要ではないか。我々の業務領域をどう広げるかだとか、アイデアを出してもっと広く施策を展開して欲しいと感じます。

石巻・気仙沼の様な集積地では6次化が進んでいますが、漁村地域では状況が違います。きめ細かな政策議論をし、他産業の人も入れて練ってもらおうと、より関係者に響く計画になるのではないのでしょうか。

○岡田委員

優しく焦点を絞って書いてほしいのはお話ししたとおりです。もう一つは、この中にもありますが、地域特性を踏まえることについては、理念の中に書いてあります。この分野別の計画よりは、「再生期までに震災前のレベルへの回復」という考えが漁民、漁港、その地域の人々たちの自分の計画になっていなければいけないと思います。

平均化された計画は自分たちに全然響いてきません。もっと地域性を踏まえた地域レベ

ルのものにしなければならないと思います。（県では地域を）7つに分けていましたよね。海岸線では3つの地域でしょうか。最低限3つの地域、あるいは復興のレベルに応じた地域で、その地域では最低限4年間でこうするんだと、そういった計画を作ってほしいと思います。

○小林課長

ご意見としてはよく分かるのですが今の時点では難しい状況です。今回の計画は水産業の計画であります。沿岸地域の計画はまちづくり計画に直結しておりますことから、現時点で「地域別にこうする」と行った部分まで網羅した計画を作るためには、もう少し時間がかかると思われます。もちろん漁港の整備などは地域の方々と話し合いをしながら進めてまいります。

○岡田委員

明確な地域意識を持たなければいけませんし、分野縦割りでは意味をなしません。もっと現場の人たちが、実施計画につながるイメージを持てる計画が必要だと思います。

○佐藤部会長

岡田委員から分野別ではなく地域性を踏まえた書き込みが必要だとの御意見をいただきました。地域について書くことは、地域の再興・再建、まちづくりまで関係してきますよね。まちづくりまで触れられないのであれば、水産業だけでも、地域制に少し触れるような例えば「気仙沼の特徴」に触れるとかの記載はどうでしょうか。

4つの大きな地域がありますよね。例えば塩釜は復興が進んでいるとか、気仙沼は遅れているとか、その場合は、こういうことを重点的に進めるであるとか、そういう書き込みがもしできるのであれば、それほど大幅な改訂ではなくてですね。

○岡田委員

復興のレベル単位でもいいです。ここまで整理しているならできます。まとめ方のイメージが、スケルトン(骨格)が違うと感じます。

○小林課長

見せ方は検討します。「復興プラン」は平成23年10月に策定しましたが、いかに震災前に近づけるかを念頭に作ったものです。最初は復旧期、今年度までの3年間で何とか生産基盤、生活基盤の部分を復旧させたいと国等の支援を受け取り組んできたところですが、まだまだ、そこまでの状況に達していないという中で、何とか復旧しなければならぬという思いが計画の中には強く出ております。それを広く、横軸の視点で見ることが必要ということはわかります。地域によっていろいろ出てまいりますので、例えば、沿岸漁業者であっても震災前は1万人、正組合員も6千人弱いましたが、千人くらい減っています。地域によって減少の仕方も違っておりますし、再開を希望する方も少なくなってきましたので、どこまで書き込めるか難しい部分もありますので、検討させてください。

○長田次長

岡田委員ご指摘のとおり、漁場の地形や特定第3種漁港など地域特性があることは確かであり、我々も理解しています。震災前であれば、地域特性を踏まえた施策が打ち出しやすい状況でございました。しかしながら震災以降、いろんな状況があり塩釜のように比較的復興の早い地域もあれば、雄勝のように漁業者が激減している地域もあり、全ての地域を網羅した記載は難しいのが実情でございます。

ただし、ご指摘の内容は理解できますので、地形や歴史的な背景の違い等を例示として記載することは検討してまいりたいと思います。

しかしながら、「基本計画」のスケルトン(骨格)の再検討までは難しく、御理解いただければと思います。

○須能委員

県が言う「地域特性」とは漁業の問題です。水産業は加工も含む話であり、今後商品化したものをいかにして国民に提供するか、という視点を入れないと発展性がないと思います。

残念だがこの中にはその知識を持った人がいません。先ほど小林課長から水産加工については、中小企業庁も支援してくれたとの話があったが、私は（水産庁を）漁業庁に名前を変えてくれと要望した。水産に対して2,500億の予算が付いた一方で、流通加工業には18億しか付かなかった。たまたま水産庁の長官と中小企業庁の長官が話をし、中小企業庁と我々が接して、皆様の御協力や当時財務副大臣だった櫻井充さんの御協力もあり、グループ補助金が使えるようになった。これが農業分野の例えば酒造会社や味噌醤油は醸造業だから、農業とは切り離し、原料の問題などは別の分野で対応できるんです。

しかし水産加工は水産業の中で対応しているため今の議論をしても、難しい面がある。もっと異分野の意見を入れた方が良い。今すぐとはいわないが、このときだからこそ、水産分野以外の外部の知恵を入れていかなければいけない。震災前から厳しい状況であったのだから、復旧でありながら、復興を目指した考え方でいかないといけない。従来の考え方から切り替える機会にとらえ、外部の人の知恵を入れたものにしてほしいというのが私のお願いです。

○山田部長

県としても、加工から流通、販売までを含め、消費者の視点で新たな商品を作っていく6次産業化の取組は水産業のみならず、一次産業の発展ために重要な視点として位置づけしておりますし、今回の計画の中にも記載しております。知事も重要な視点としてとらまえています。

今回提示しておりますのは基本計画ですので、そこまでとなっております。今後どのように具体的に推進すべきかにつきましては、県庁内外の意見を取り入れて別途考えてきちんとやっていく必要があると思っております。

地域特性を踏まえた計画作りの意見については、具体的な話になれば必要であると思っております。具体性がなければ心に響かないのは当たり前です。しかしながら、基本計画として、どこまで記載できるかは検討させていただきたいと思えます。

○佐藤部会長

水産加工分野については、個人企業も多く、公的な関与が難しい実情やデータの不足もあります。しかしながら、加工分野が復興しないと水産業の復興に大きな影響があると思えます。

今回、分野別に8分野に分けられて、取組や課題が整理されていますが、流通加工分野は項目が多く内容も複雑に見受けられますが、流通と加工を二つに分けることはできないのでしょうか。

○小林課長

先般の審議会の場合でも指摘があり、検討いたしました。しかしながら、最終的には物の流れを考慮した記載とさせていただきました。市場、加工企業、販売という物の流れを分断するとかえって分かりづらくなると考えまして、一体的に記載させていただいたところでは。

○佐々木委員

書きぶりが、県が何々をします、という県の意思表示にとらえられます。実際は県民、漁民と一緒にやってみましょう、という一緒の目標だと思います。県の一人称にとらえられるので、冒頭に「一緒にやってみます」という表示があればイメージが変わるのではないのでしょうか。

私は地元の津山で農事組合法人をやっております、すぐ隣が志津川、沿岸地域になります。土木工事が原型復旧ということで終了し、そのままでは耕作ができないので、農業法人に土壌改良、耕起等、作業委託され昨年の暮れから作業を行っております。

何もなくなってしまったところなので、さぞ、立派な水田になっていると思って現地に行ってみると現状復旧なんですね。昔あった大きさの、昔あった区画で工事されております。

それは浜の方の水田ですので、元々大きな区画ではないし、整形された水田でもなかったのですが、実際、今何も無くなったところにつくるのに、なぜそういう不便な、元通り形にするのか、誰がそのような水田を耕作したいでしょうか。非常に疑問に思っております。

水田の持ち主の方と話をしたときに、機械も流されてしまい、元通りの水田になっても自分はもうやらないという話を何人かに聞きました。実際、部分的には合意がとれて立派な水田になっているところもあります。

しかしながら、自分たちが請け負っているのはほとんどが原型復旧の水田ですので、農業機械を水田に入れるにも苦労しております。

この計画書には単なる現状復旧ではなく、将来に向かっての新たなスタートとなるようなどいことで記載してありますが、今の農業の復旧現場を見ると、そのようになっていないので、県の方でも監督していただきながら進めていただきたいと思います。これは要望でございます。

○山田部長

佐々木委員からお話のありました農地の関係について、原型復旧の事例もあったようですが、農地につきましては、担い手の高齢化の問題や今後の農業のあり方を考えた場合、効率性の高い、生産性の高い、農業の生産基盤をつくらなければならないというのが基本的な考え方です。

もちろん、土地を持っている方の意向はありますが、基本的には原型復旧するのではなく、全体の御理解を得ながら、大区画化なりのほ場整備を一体的に行ってまいります。しかしながら、ほ場整備を行うだけではなく、整備したほ場で誰が営農を行うのかという問題もありますので、生産組織なり営農組合のたち上げ等の支援も行いながら、今後どのよ

うな営農を行っていくのかの検討も行っていただきながら、併せては場整備を行っていくということで、国の理解も得て、復興交付金なりで整備させていただくというのが基本的な考え方であります。

中にはとりあえず原型復旧ということで、整備してしまったところもあると思っておりますが、今後の方針としても、考え方は同じです。国の方でも、農業の大転換ということで、農地の中間管理機構など、様々な施策を新年度から行うことになっておりますので、それらを踏まえて県といたしましても、これまでの生産基盤のあり方や、担い手をどうするのか、併せて地域のコミュニティもどう維持していくのかも含めて、一生懸命考えて進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、「水産基本計画」の記載方法につきまして、県民・漁民の皆様も一緒に参加して行うんだなど、感じられるような記載が必要とのご指摘は、まさにその通りと思っておりますので、記載方法については検討させていただきます。

○佐藤部会長

県としても新しい経営体を導入していると思いますが、漁協との話し合いなど関係は円滑に進んでいるのでしょうか。

○小林課長

特区の話かと思いますが、新たな取組として、水産業復興特区を提案させていただき、今ひとつ出来ていることはご承知のとおりでございます。漁協と意見が食い違っている部分もありました。

本県の水産業は、震災前まで漁業者は環境に恵まれており個人経営が中心でございました。しかしながら、震災を受け船も施設も家までも流され、個々のレベルでの復旧は困難となってしまいました。そこで、6次産業化ですとか民間の資本の導入など新しい経営体の導入が必要となり選択肢の一つとして特区を導入したところです。

特区については漁協との対応についていろいろございましたが、復旧・復興を果たす部

分において漁協と喧嘩をしているわけではありません。

特区の他にも生産組合や法人化、協業化した経営体はたくさんあり、「新たな水産業の創造」という部分では、新たな芽をしっかり育てるなど漁協との連携していかなければならないと考えております。

○岡田委員

資料1の2枚目、3枚目に記載されておりますが、これが今後の4年間については、いま県が理念としているということですよ。

どういうことかといえば、平成23年10月に作成した「水産復興プラン」、これを多少の見直しはするけれども、復旧期の3年間で、できなかったことをやるんだと、そういうことですよ。

基本計画については、理念や制度もきちんと整理しなければいけませんが大胆にいうとそういうことですよ。短期的早急に、この4年間で生産基盤をしっかりするという考え、これは私も重要であると思います。

さきほどは県と県民、漁民という視点から意見を述べさせていただいたが、一方で、お金の出何処は国であります。国とも折り合いを付けて支援をしてもらわなければならないと思います。

国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」を示しておりますが、お読みいただいておりますか、その論理として国がいうレジリエンス（柔軟性を持った基盤整備）という考え方が使われていますが、「水産基本計画」は、これを踏まえたものになっているのでしょうか。国との関係で上手にコラボレーションしているかということです。

「復興プラン」重点でこの4年間に行く、これはこれでいいと思います。しかし、基本計画の見直しをしようと言っているわけですから、なにをどう見直すんだということと、単なる復旧から再生ではなく、論理も明確に整理されているか、という話です。

○小林課長

「地域の活力創造プラン」では、水産業分野については「水産日本の復活」として記載されており、具体的には各浜における生産体制の強化でありますとか、農産物の輸出促進についても8月に戦略が打ち出されており、水産物については1700億円から3500億円に増やしましょうという計画であったと思います。そこを戦略的に取り組みましょうという話、それと須能委員からも話がありましたが、浜と食卓の結びつきを強化して国産水産物の生産消費の拡大を進めましょうということが「地域の活力創造プラン」の中で、特に水産の部分でやらなくてはならないことだと思っております。

今回お示ししております「水産基本計画」においてもそれらの考えを念頭において作成しています。また、「地域の活力創造プラン」の項目として震災からの復旧・復興がその大前提の一つの柱としてしっかりと記載されておりますので、そうした趣旨において、国の施策は意識しております。

これだけの震災はこれまでにはなかったことでありますし、これまでも国と議論しながら復旧・復興に向けた取組を進めてきたところでございます。

○岡田委員

国とコラボとの関係できちっとチャンネルを出しているということが大事であると思います。復旧期から再生期に向かうにあたり、レジリエンスで大切なのは、ハード整備からソフトへの体制整備です。この流れは、そのとおりだと思います。基本計画ではレジリエンスを意識した体制整備が必要だと思います。災害が起こった時に、全てだめになるような体制ではなく、「重層型」「複線型」などを意識して、チャンネルとしてもキープレーズとしても出しているのかということ。それによって国との関係もきまってくるということです。ここはきちんと出してほしいということです。

○小林課長

考え方は理解し意識はしております。基本計画への記載の仕方については、検討させていただきたいと思っております。

○岡田委員

是非とも漁業者目線，国の施策とも連動した論理を持って記載して欲しいと思います。

端的に言うとも柔らかく記載してほしい。素案の中に材料は十分にあるとおもいますので書き方を工夫して欲しい。意識があれば多少の言葉の置き換えで，十分対応できると思います。

○佐藤部会長

その他に，何か意見はございますか？

それと，前回12月25日の全体委員会でも，短時間でしたが様々の意見が出ました。次回の全体会議でも同じような質問が出るとおもうので，整理した方が良くおもうと思います。

○岡田委員

その他に気になった点として，資料1の2ページ目でみますと，右下が今回つくりたい計画ですね。復興のポイントで（1）（2）（3）（4）です。左側のかつての基本計画で【施策の展開】では6項目あって，先ほど少し議論のあった「強い体質の人材と経営体の育成」が記載してありますよね。「状況の変化に対応できる」，これが右側（新たな計画）にいくとなくなっている。ちょっと読み切れないということがあります。

課長さんは言葉ではおっしゃっているんですが，もう少し経営体のことも，ポイントでは触れておくとうかおもうと思います。

○佐藤部会長

資料1の左下は震災前の状況で，右側が震災後と今後で整理している資料となっています。

○岡田委員

もちろんそうなのですが、逆に言うと震災前にあった「情勢の変化に対応できる強い体質」、というのはまさにレジリエンスに適合していると考えます。回復力がある、複線型で重層的、そういう経営体という意味ですから、これはむしろ生かした方がいいんじゃないかということです。

○小林課長

今回は概要版を使って説明しましたが、本文の個別の分野別計画の前の7ページ目から「新たな水産業の創造」に向けた主要施策を記載しております。9ページの(3)「競争力と魅力ある水産業の形成」の最初のところに「強い経営体の育成と後継者対策の強化」を記載しており、この中で今お話のあった部分につきましては、考え方は記載させていただきます。

○岡田委員

ポイントとしては概要版ですよね、県民に対して出て行くのは。「情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成」は、是非復活させた方がいいと思います。

○山田部長

今のお話は私もそう思うところもございます。また、表現の仕方というところで重要なところもございます。せっかく本文に記載してあるところが、表現し切れていない部分もあるかと思います。表現の仕方については検討させてください。

表現の仕方、先程来、委員がおっしゃるような視点が抜けているんじゃないかと、表現が事務的すぎるというところもあると思いますので、漁民の方々、県民の方々に、それと国に対して訴えかけるような書き方に工夫するところがあるかなと思いますので、検討させてください。

○佐藤部会長

その他、御意見ありますでしょうか。

なければ、皆様方から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の各委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、事務局で計画案の修正をしていただきたいと思います。地域性のことですか、表現が事務的である、ですとか、いろいろな意見がありましたのでそれらを修正していただきたいと思います。

それらは一度委員の方々に送っていただくことは可能ですか。

○小林課長

そういたします。

○佐藤部会長

それを委員の方々に確認していただいてということで、よろしくをお願いします。

○佐藤部会長

それでは議事の2番、その他として、今後のスケジュール等について事務局からお願いします。

○事務局（司会）

それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。資料4を御覧ください。今回いただいた御意見を、計画案の内容に反映しました計画修正案を調整しまして、佐藤部会長とも相談しながら、各委員の皆様には個別に御了承いただいた上で、県民の方々から意見を募集するパブリックコメントを実施したいと考えております。具体的な時期等につきましては、資料4に記載のとおりでございます。

部会といたしましては、次回は5月の開催を予定しております。本日の御議論及びパブリックコメントの御意見を踏まえた最終案を提示させていただいて、御審議いただく予定

としてございますが、具体の日程につきましては部会長及び委員の皆様と調整させていただきまして決定させていただきたいと考えております。

○佐藤部会長

事務局からスケジュールについて説明がありました。

何か御意見ございますでしょうか。

無いようですので、今後このスケジュールで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

その他何か事務局からございますか。

○事務局（司会）

本日は限られた時間の中で、熱心な御審議ありがとうございました。

本日お話しいただいた他に、御意見等ございましたら、お手元に配布しております用紙に御記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールなどで、御送付いただくようお願いいたします。

○佐藤部会長

他になれば、議事の一切を終了させていただきます。

審議会の円滑な進行に御協力ありがとうございました。

○司会

以上を持ちまして、第10回宮城県産業振興審議会水産林業部会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。